

いじめ防止基本方針

平成 26 年 6 月策定 平成 28 年 12 月改定 令和 5 年 6 月改定

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織
- 4 年間計画

第 2 章 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ防止のための措置

第 3 章 いじめの早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの早期発見のための措置

第 4 章 重大事態への対応

- 1 重大事態の定義
- 2 重大事態への対応

第 5 章 組織対応

- 1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
- 2 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携
- 3 生徒への懲戒について

第 6 章 いじめの解消

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

(1) 基本理念

いじめは、その対象となった生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に多大な影響を及ぼす人権に関わる重大な問題である。従って、いじめという行為に対しては、全教職員が一丸となり、それを助長したり、傍観したりする行為も許さず、些細な事象も見逃さない姿勢で挑むことが大切あり、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、学校目標「ともに学び 一人となる」のもと、将来にわたって、一人の人間として、自分で考えて判断していく生徒の育成を目指している。全ての生徒の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、「いじめ防止対策推進法」の制定を機に、改めていじめの防止、いじめの早期発見、および、いじめへの対処をより総合的かつ効果的に推進するため、ここに「信州大学教育学部附属長野中学校 いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ☐ 理由もなくいじわるなことをされる。
- ☐ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ 金品をたかられる。
- ☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ☐ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめに対する教員の基本姿勢

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つこと。たとえばいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめに対して教職員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- ☐ いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ☐ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ☐ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ☐ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ☐ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ☐ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ☐ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ☐ いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称：「いじめ防止対策委員会」の設置
- (2) 構成員：学校長、副校長、教頭、学年正副主任、生徒指導主事、養護教諭、人権担当主任
スクールカウンセラー、外部専門家等
- 【調査班】 学年副主任、担任、生徒指導主事、養護教諭
- 【対応班】 学年主任、担任、学年職員、生徒指導主事
- (3) 役割： ①学校いじめ防止基本方針の策定
②いじめの未然防止
③いじめの対応
④教職員の資質向上のための校内研修
⑤年間計画の企画と実施
⑥年間計画進捗のチェック
⑦各取り組みの有効性の検証
⑧学校いじめ防止基本方針の見直し
⑨緊急対応

4 年間計画

平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・生徒・保護者に対して「いじめ防止」のための取り組みを以下のように組織的に行う。

学期	月	場	内 容	対象
前 期	4 月	職員会 学級懇談会	いじめ防止基本方針・人権教育指導計画の確認 いじめ防止基本方針の説明	教職員 保護者
	5 月	職員会	学級経営案の作成、検討	教員
	6 月	アンケート	よりよい学校・クラスアンケート	生徒
	7 月	個別懇談会①	保護者との情報共有	教員・保護者
	9 月	教員会	学級経営案の点検・見直し	教員
後 期	1 0 月	アンケート	よりよい学校・クラスアンケート	生徒
	1 1 月	アンケート	学校評価アンケート → 基本方針の見直し	生徒・保護者
	1 2 月	個別懇談会②	保護者との情報共有	教員・保護者
	1 月	学級活動	人権教育強調月間（副校長講話・人権教育授業）	生徒・教員
	2 月	職員会	学級経営案の反省、新年度目標の決定	教員
そ の 他	未定	研修会	いじめ防止・人権教育に関する研修	教員
	随時	道徳 学年会・教務会	他人を尊重することを含めた道徳学習 各学級の実態報告	生徒 教員
		いじめ対策委員会	各学年からの実態やいじめに関する報告	委員
		S C相談	スクールカウンセラーからの報告	教員
		教育相談	毎週水曜日（清掃カットで相談を行う）	生徒・教員

※いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組を行う。

第2章 いじめの未然防止

1 基本的考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等それぞれの特質に応じ総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は目的意識を持って日々取り組まねばならない。そうすることにより、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの未然防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、生徒に対してもホームルームや学年・学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) 教職員の指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。また、学年・学級やクラブ活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(4) 教職員の基本的な対応

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 学校は、休み時間や放課後の生徒の様子に目を配る等して日々生徒観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 家庭における保護者のいじめチェック等を活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、カウンセラーや教育支援教員の利用について広く周知させることにより、生徒および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- (4) 教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

第4章 重大事態への対応

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
生徒が自殺を企図した場合
身体に重大な傷害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合 など
- (2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(年間 30 日) を目安とする。

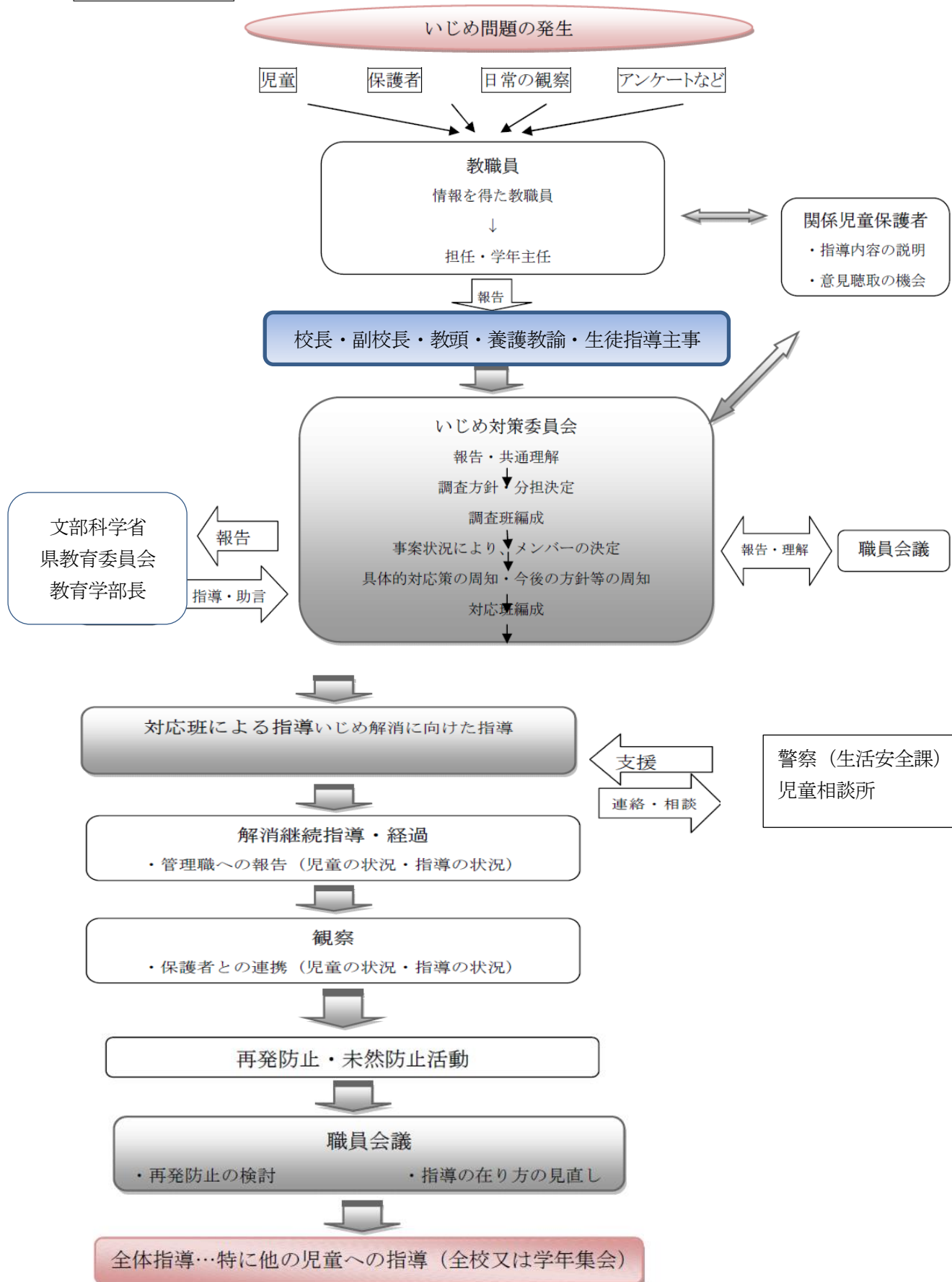
2 重大事態の対応

- (1) 生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、年間 30 日の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- (2) 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- (3) いじめを受けた生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (5) 重大事態が発生した旨を、校長が教育学部に速やかに報告し、教育学部長は学長に報告し、学長は文部科学大臣等に報告する。
- (6) 教育学部と協議の上、当該重大事態に対応する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、設置者である信州大学に報告する。

第5章 組織対応

1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

案件発生時の系統図



2 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

(1) 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

(2) 警察との連携について

重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めることとする。

- ・学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行うこととする。
- ・インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報することとする。

3 生徒への懲戒について

いじめ防止対策推進法 第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

同 第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

第6章 いじめの解消

1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合はこの目安にかかわらず学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は相当の期間が経過するまでは被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合はあらためて相当の期間を設定して状況を注視する。

2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

学校はいじめが解消に至っていない場合では被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においてはいじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。